○佐渡市予定価格の事前公表に関する事務取扱要領

平成31年1月30日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、入札及び契約手続の透明性の一層の向上を図るため、 予定価格の事前公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

- 第2条 一般競争入札、指名競争入札(以下「競争入札」という。)及び随 意契約に付する案件は、原則として事前公表の対象とする。ただし、随 意契約のうち、特命随意契約(一者随意契約)に付する案件については除 くものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事前公表により適正な入札の執行に支障が あると認められる場合その他特別の理由がある場合は、事前公表を行な わないことができる。

(公表の内容)

第3条 事前公表を行なう予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とする。

(公表の方法)

第4条 予定価格の事前公表は、競争入札については入札公告又は入札執 行通知書などに、競争見積り方式による随意契約については見積指名通 知書などに当該予定価格を記載する方法により行なう。

(入札の執行)

- 第5条 事前公表を行なった入札の執行については、次の各号に定めると おりとし、この訓令に定めのない事項については、佐渡市財務規則(平 成16年佐渡市規則第54号)によるものとする。
 - (1) 入札回数は1回とし、再度の入札はこれを行わない。
 - (2) 支出の原因となるような契約の入札にあっては、予定価格を上回る入札は無効とする。
 - (3) 収入の原因となるような契約の入札にあっては、予定価格を下回る

入札は無効とする。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行し、同日以後の入札公告、入札執行通知又は見積指名通知から適用する。